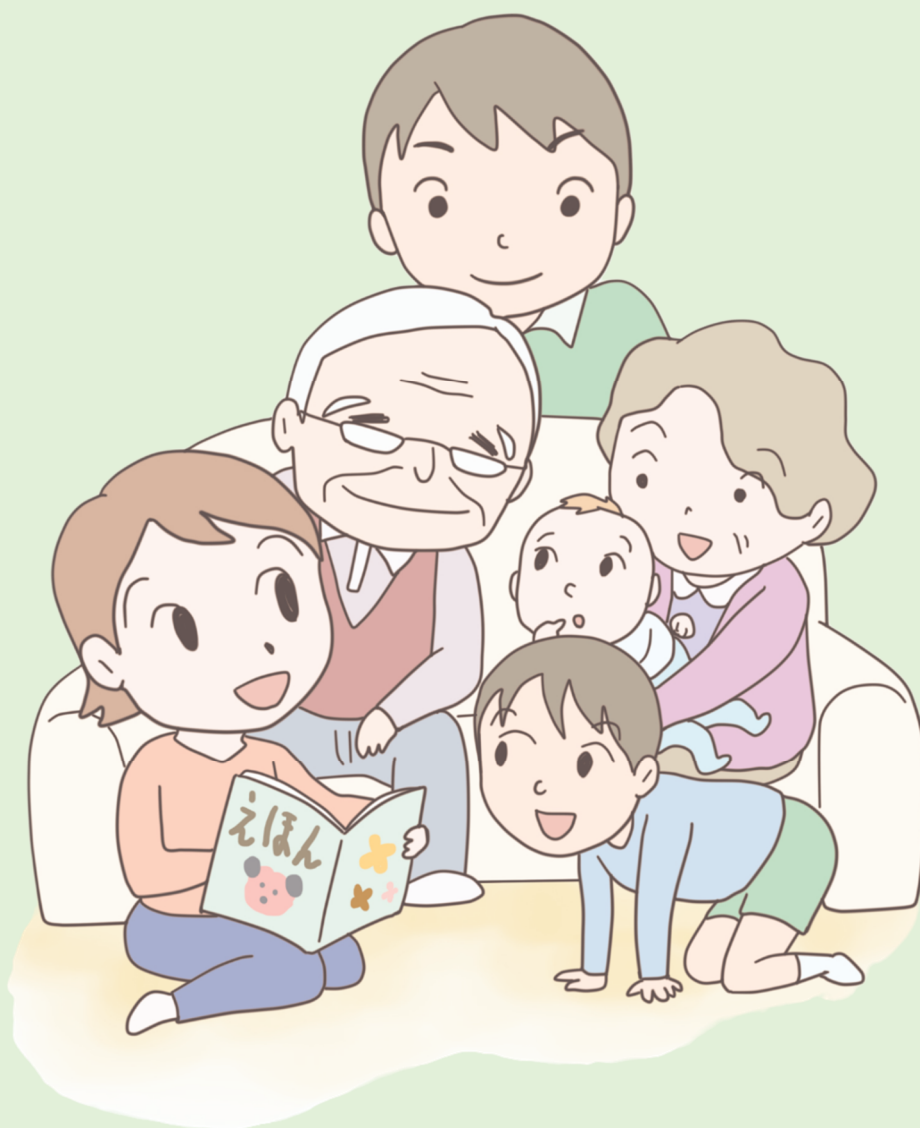


概要版

～たかはまハートフルプラン～
第10次高浜町高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画

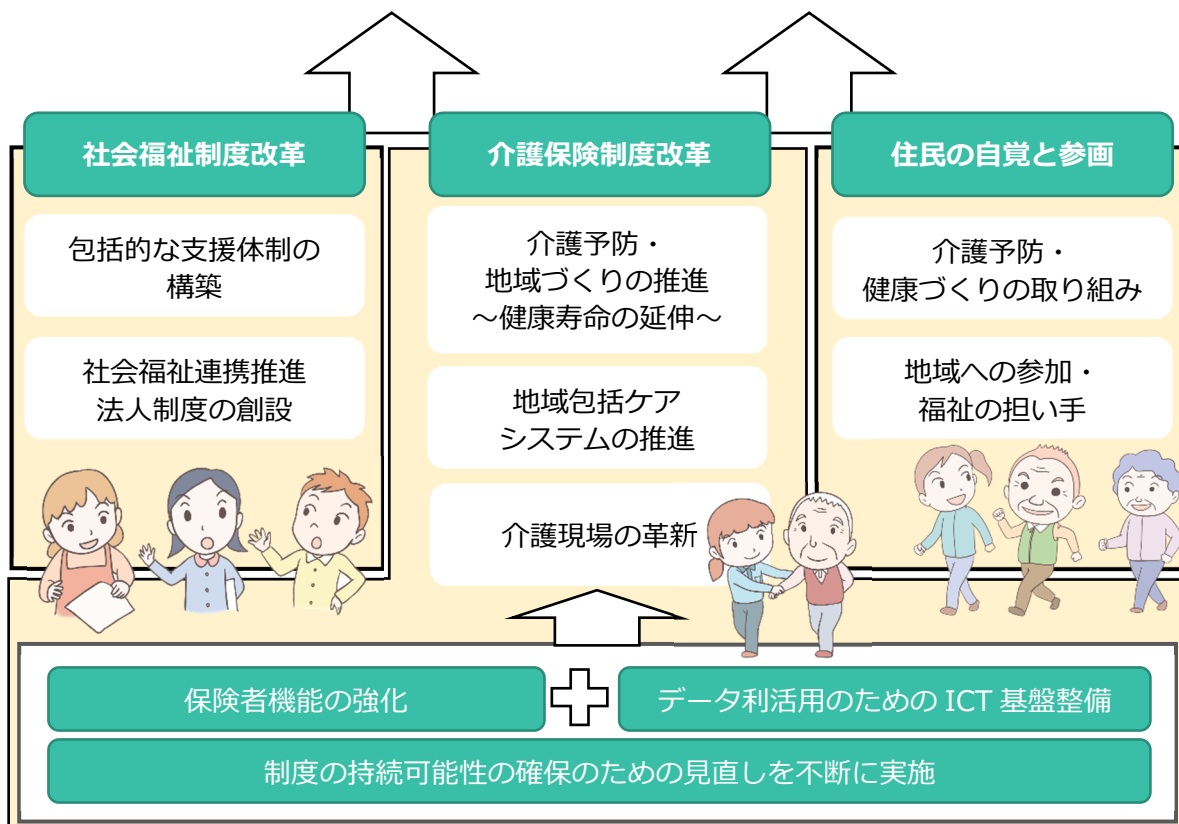


令和6年3月
高浜町

1. 計画の背景

地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域資源や人材の充実、活用とともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供することができるよう関係機関と連携を強化し、計画を推進してきました。引き続き、持続可能な介護保険事業の運営を図るとともに、中長期的な支援ニーズをふまえ、高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することを目的として、「～たかほまハートフルプラン～ 第10次高浜町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

地域共生社会の実現と 2040 年（令和 22 年）への備え



2. 計画の期間

本計画は3年を1期として策定し、令和6年度～8年度を計画期間とします。また、国の指針に基づき、2040年（令和22年）を見据えた、長期的な需要等をふまえて策定しました。

■ 計画の期間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	前期計画	第10次高浜町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			次期計画

3. 計画の位置づけ

高齢者福祉計画

老人福祉法第 20 条の8に定める「市町村老人福祉計画」で、「市町村介護保険事業計画」との一体的な策定が義務づけられており、高齢者福祉に関する基本的な方向性や各種事業の内容や量の見込み、施設の整備等について定められています。また、総合計画及び福祉分野の上位計画として位置付けられる地域福祉計画との整合を図るものとします。

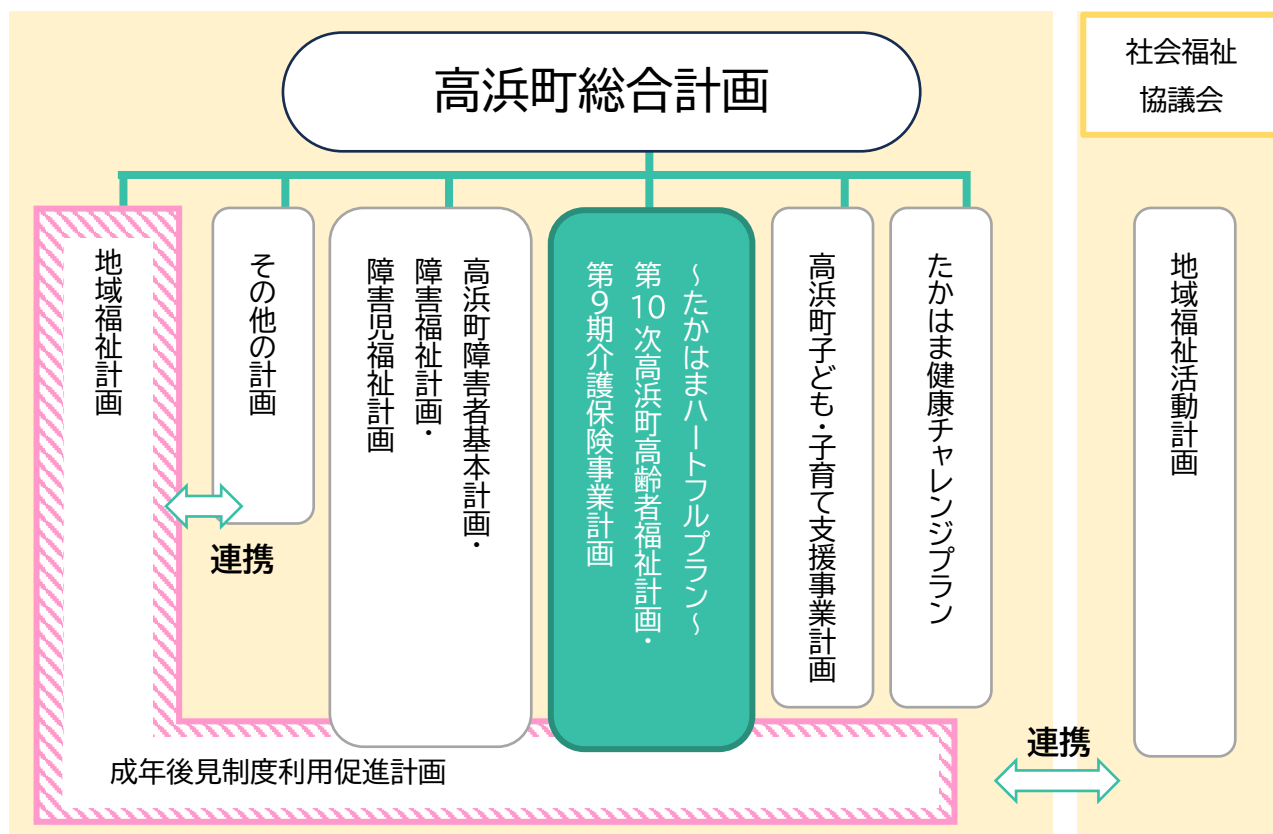
介護保険事業計画

介護保険法第 117 条に定める「市町村介護保険事業計画」で、「市町村老人福祉計画」との一体的な策定が義務づけられています。また、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、地域の高齢者の状況等をふまえ、介護保険サービスや地域の実情に応じて実施される地域支援事業等の量の見込みや確保のための方策等について定めるものとします。

4. 関連計画との連携

本計画は、「高浜町総合計画」を最上位計画、「地域福祉計画」を上位計画として、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。

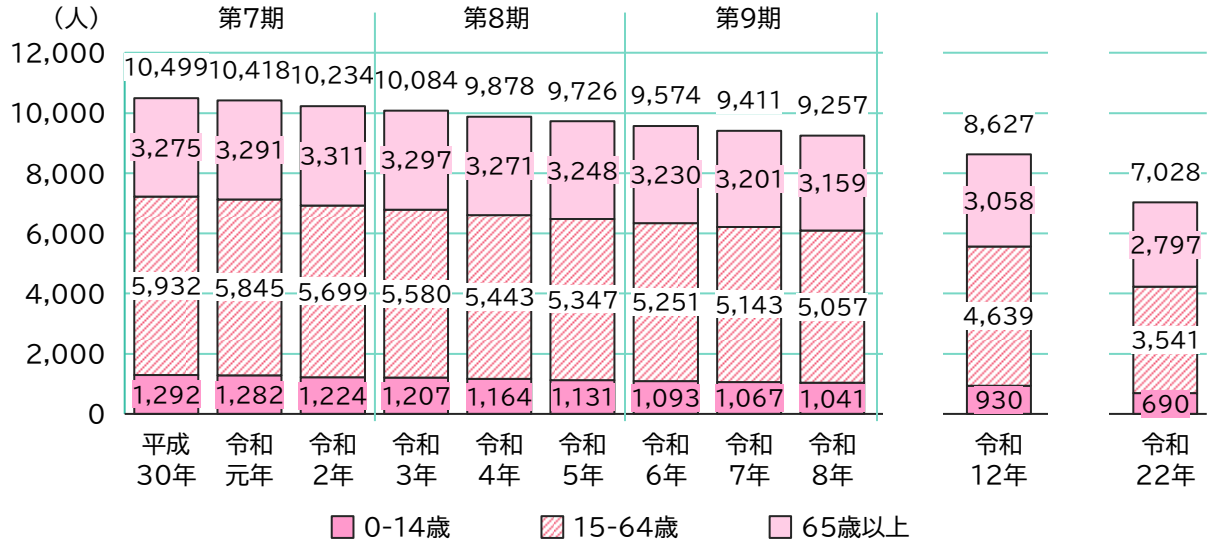
高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に推進するため、各福祉計画及び県が策定する第8次福井県医療計画との調和を図り、計画を推進するものとします。



5. 高齢者人口及び被保険者数・認定者数の現状と将来推計

総人口は令和6年以降も減少を続け、令和8年で9,257人となり、令和22年は7,028人となる見込みです。65歳以上人口は、本計画が終了する令和8年には3,159人(高齢化率:34.1%)となる見込みです。

■高齢者人口の将来推計

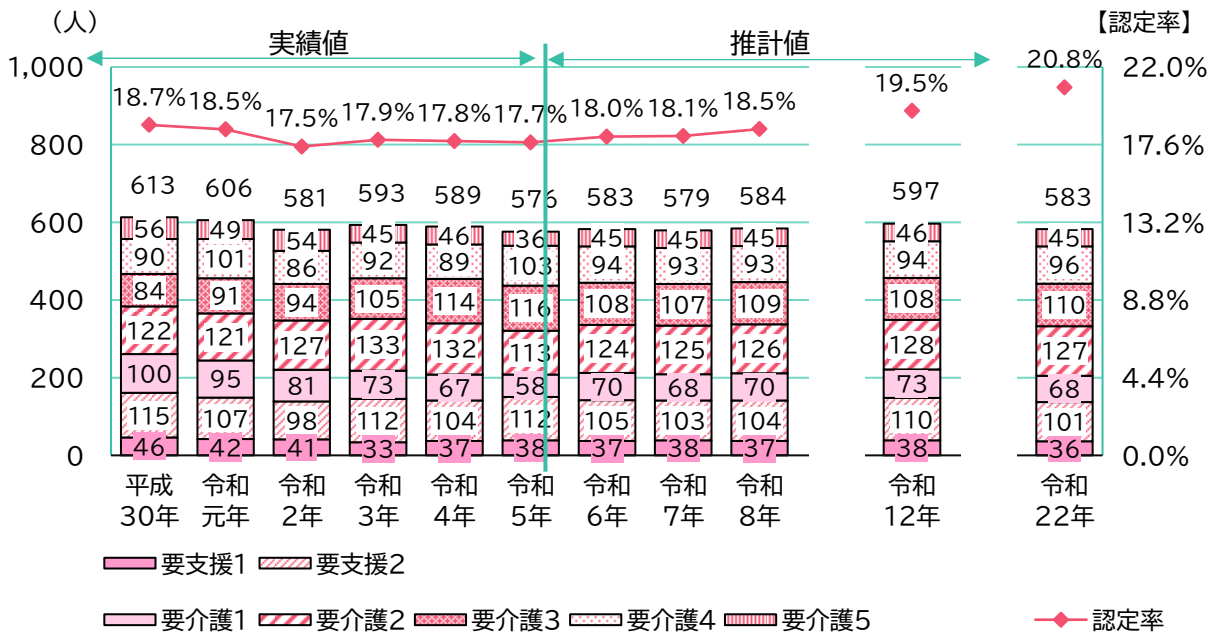


令和5年まで実績値(住民基本台帳:各年9月末時点)、令和6年以降推計値(コーホート変化率法より)

認定者数は要介護度別にみても、これまでと同程度の認定率で推移するものと見込んでいます。

高齢者数が減少する一方、後期高齢者は増加傾向であることから、認定者数は横ばいとなり、認定率は増加傾向で推移するものと見込んでいます。

■認定者数の推計



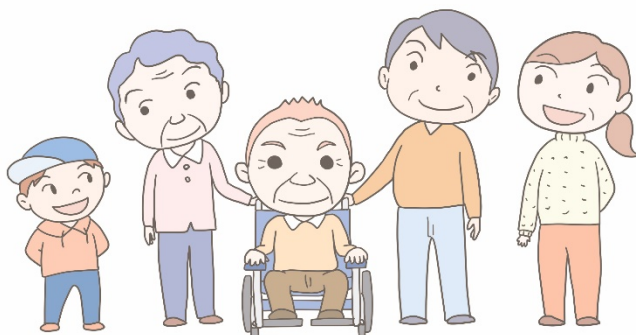
令和5年まで実績値(介護保険事業状況報告:各年9月末時点)、令和6年以降推計値(コーホート変化率法より)

6. 基本理念

みんなで作ろう！ 安心して暮らせる“支え合い”のまち

令和5年に感染症法上の類型が引き下げられたことで、新たな生活様式を維持しながらも徐々にコロナ禍以前の日常を取り戻しつつあります。希薄化した地域のつながりを再構築しながら、すべての住民が生きがいのある健やかな暮らしを営み、たとえ介護が必要になったときでも、家族の負担を軽減し、助け合いと人間的なふれあいを大事にしながら、地域社会全体で高齢者を支えることができる地域共生社会を目指します。

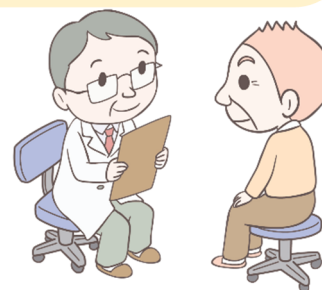
本計画では、これまでの本町の取り組みを踏襲し、「みんなで作ろう！ 安心して暮らせる“支え合い”のまち」を引き続き基本理念と定め、中長期的な視点を持って計画を推進します。



基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進をはじめ、関係機関・団体等との連携強化を図ります。また、高齢者の地域生活を支えるため、介護と医療の連携強化を図ります。

- ▶相談体制の強化
- ▶地域包括支援センターの運営・評価
- ▶地域ケア会議の充実
- ▶地域医療と介護の連携強化
- ▶その他関係機関等との連携強化
- ▶資源開発及び地域づくりの担い手の育成



基本方針 2 高齢者の健康増進と社会参加の促進

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるよう、高齢者の仲間づくりや社会参加機会の充実を支援し、健康寿命の延伸を図ります。

- ▶高齢者が自分らしく活躍できる地域づくり
- ▶高齢者の健康づくり、介護予防の推進と重度化防止
- ▶一般介護予防事業の充実
- ▶介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ▶地域支援事業の充実



基本方針 3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進します。特に、認知症高齢者に対しては、地域とともに見守る仕組み・体制づくりに努めます。また、高齢者に配慮したまちづくりや、多様な住まいの確保を進めます。

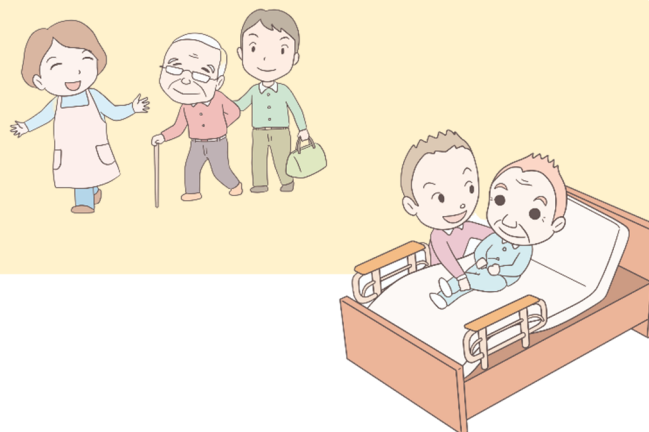
- ▶認知症支援策の充実
- ▶権利擁護への取り組みの充実
- ▶高齢者虐待防止対策の推進
- ▶安心して暮らせる支援の強化
- ▶防災・防犯体制の推進
- ▶交通安全対策の推進
- ▶高齢者の暮らしへの支援(高齢者福祉サービスの充実)



基本方針 4 介護保険制度の運営体制の強化

支援が必要な高齢者が、必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等を適切に利用できる体制づくりに努めます。また、介護保険制度の円滑な運営を実現するため、保険者機能の強化に取り組みます。

- ▶介護保険サービスの充実
- ▶保険者機能の強化
- ▶介護給付の適正化事業
- ▶介護事業所等への支援
- ▶福祉・介護人材の確保等の推進



7. 介護サービス一覧

居宅サービス	サービスの概要
訪問介護	訪問介護(ホームヘルプサービス)は、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。
訪問入浴介護	訪問入浴介護は、浴槽を自宅等に運び、入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護	訪問看護は、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。高齢者の在宅療養を支援するために重要なサービスです。
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションは、病院・診療所等の理学療法士(PT)・作業療法士(OT)が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なりハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導は、主治医の指示により、病院・診療所等の医師・薬剤師等が自宅を訪問して、心身の状況や環境等をふまえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。
通所介護	通所介護(デイサービス)は、デイサービスセンター等に日帰りを通い、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL(日常生活動作)の向上のためのリハビリテーション等を行うサービスです。
通所リハビリテーション	通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なりハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護	短期入所生活介護(ショートステイ)は、在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。
短期入所療養介護	短期入所療養介護(医療型ショートステイ)は、在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護医療院等に一時的に入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等を受けるサービスです。
特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。
福祉用具貸与	福祉用具貸与は、介護ベッドや車いす等の福祉用具をレンタルできるサービスです。在宅生活での高齢者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るために重要なサービスです。
特定福祉用具購入費	特定福祉用具購入費は、衛生管理等の問題でレンタルが難しい福祉用具(特殊尿器、腰かけ便座、入浴補助用具、浴槽用手すり等)を購入した場合に、その費用の一部を支給するサービスです。在宅生活での高齢者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るために重要なサービスです。
住宅改修費	住宅改修費は、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修を行った場合に、その費用の一部を支給するサービスです。在宅生活での高齢者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るために重要なサービスです。
居宅介護支援・介護予防支援	在宅サービス等が適切に利用できるよう、利用者の依頼を受け、介護(予防)サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。

地域密着型サービス	サービスの概要
小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者について、「通い」を中心として、その方の容態や希望に応じて、随時「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供する介護サービスです。
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 名以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所者に対し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うサービスです。
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護は、小規模のデイサービスセンター(定員 18 名以下)に通い、入浴や食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、または、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
認知症対応型通所介護	認知症ではあるものの、ADL(日常生活動作能力)の比較的自立している居宅要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 名以下の有料老人ホーム等の入所者に対し、サービス計画に基づいて行われる入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話をを行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	在宅にいる場合でも 24 時間安心して生活できるように、夜間の定期的な巡回訪問、または通報時において訪問介護サービスを提供するものです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するものです。

施設サービス	サービスの概要
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、自宅での介護が困難な方の介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話をを行う施設です。
介護老人保健施設	介護老人保健施設は、在宅に戻ることを前提として、3～6か月間、看護、医学的管理下での介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話をを行う施設です。
介護医療院	介護医療院は、介護療養病床からの転換先として創設された施設で、日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

8. 標準給付費と地域支援事業費の推計

標準給付費計

①介護予防サービス給付費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期(合計)
介護予防サービス給付費計	37,835,000	37,219,000	37,804,000	112,858,000
介護予防サービス	28,995,000	28,423,000	29,008,000	86,426,000
地域密着型介護予防サービス	3,849,000	3,854,000	3,854,000	11,557,000
介護予防支援	4,991,000	4,942,000	4,942,000	14,875,000

②介護サービス給付費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期(合計)
介護サービス給付費計	967,465,000	961,190,000	971,892,000	2,900,547,000
居宅サービス	392,469,000	389,563,000	395,858,000	1,177,890,000
地域密着型サービス	106,922,000	106,899,000	107,258,000	321,079,000
施設サービス	420,987,000	417,968,000	421,078,000	1,260,033,000
居宅介護支援	47,087,000	46,760,000	47,698,000	141,545,000

③標準給付費見込額

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期(合計)
標準給付費見込額	1,005,300,000	998,409,000	1,009,696,000	3,013,405,000
総給付費(財政影響額調整後)	1,005,300,000	998,409,000	1,009,696,000	3,013,405,000
①介護予防サービス計	37,835,000	37,219,000	37,804,000	112,858,000
②介護サービス計	967,465,000	961,190,000	971,892,000	2,900,547,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	28,260,256	28,248,141	28,200,263	84,708,660
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	18,903,221	18,897,540	18,865,510	56,666,271
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,918,465	1,915,219	1,911,973	5,745,657
算定対象審査支払手数料	1,303,896	1,301,696	1,299,496	3,905,088

地域支援事業費計

地域支援事業費計の見込み

単位:円

サービス種別・項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期(合計)
地域支援事業費計	68,135,368	67,385,550	66,954,646	202,475,564
介護予防・日常生活支援総合事業費	32,573,210	32,230,395	32,042,566	96,846,171
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	31,852,689	31,488,139	31,270,420	94,611,248
包括的支援事業(社会保障充実分)	3,709,469	3,667,016	3,641,660	11,018,145

9. 保険料基準額の算出

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、特定入居者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

事業費の財源は、第1号被保険者保険料、第2号被保険者保険料、国・県・町の負担金、国の調整交付金等で賄われ、第9期計画期間における第1号被保険者保険料の負担割合は、第8期に引き続き 23%となります。

第9期保険料基準額(月額)	5,500円
---------------	--------

保険料基準額の算出

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期(合計)
標準給付費見込額 (A)	1,055,685,838	1,048,771,596	1,059,973,242	3,164,430,676
地域支援事業費 (B)	68,135,368	67,385,550	66,954,646	202,475,564
第1号被保険者負担分相当額 (C)=[(A)+(B)]×23%	258,478,877	256,716,144	259,193,414	774,388,435
調整交付金(D)	3,918,048	4,647,900	4,477,210	13,043,158
介護給付費準備基金取崩額(E)				128,500,000
予定保険料収納必要額 (F)=(C)-(D)-(E)				632,845,278
予定保険料収納率 (G)				98.00%
所得段階加入割合補正後被保険者数 (H)				9,784
保険料基準月額 (I)=(F)÷(G)÷(H)÷12				5,500
保険料基準年額				66,000

※端数処理のため、合計が合わない場合があります。

【参考】保険料基準額の算出方法(第9期合計)

標準給付費：3,164,430,676円 地域支援事業費：202,475,564円 (合計：3,366,906,240円)	×	第1号被保険者 負担割合 23%	=	第1号被保険者負担相当額 774,388,435円
第1号被保険者負担相当額 774,388,435円	-	調整交付金 13,043,158円	-	介護給付費 準備基金取崩額 128,500,000円
			=	予定保険料 収納必要額 632,845,278円
予定保険料 収納必要額 632,845,278円	÷	予定保険料 収納率 98.00%	÷	所得段階加入割合 補正後被保険者数 9,784人
			÷	月数 12か月
			=	保険料 基準月額 5,500円

10. 所得段階別の第1号被保険者保険料

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ります。第1号被保険者保険料は、保険料基準額に所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくことになります。

第9期では、所得段階をこれまでの9段階から13段階へと多段階化することとし、各段階における保険料基準額に対する割合を下表のとおり設定します。

所得段階	対象者		基準額に対する割合	保険料額 (月額)
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.285	18,810円 (月額1,567円)
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.400	26,400円 (月額2,200円)
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.685	45,210円 (月額3,767円)
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが 本人は住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.900	59,400円 (月額4,950円)
第5段階 【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.000	66,000円 (月額5,500円)
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	1.200	79,200円 (月額6,600円)
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満	1.300	85,800円 (月額7,150円)
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満	1.500	99,000円 (月額8,250円)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上で420万円未満	1.700	112,200円 (月額9,350円)
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上で520万円未満	1.900	125,400円 (月額10,450円)
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上で620万円未満	2.100	138,600円 (月額11,550円)
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上で720万円未満	2.300	151,800円 (月額12,650円)
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上	2.400	158,400円 (月額13,200円)

※月額額は年額を12で割った金額(表記上端数は切り捨て。100円未満の端数は納期第1期に合算する)

11. 計画の推進体制の整備

本計画は、高齢者が健康で生きがいのある生活を営み続けることができるよう、保健・福祉分野の施策に加えて、生涯学習、住宅、都市基盤等、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

本計画を円滑に推進するため、保健福祉課を中心に、施策及び事業の進捗管理等を行います。

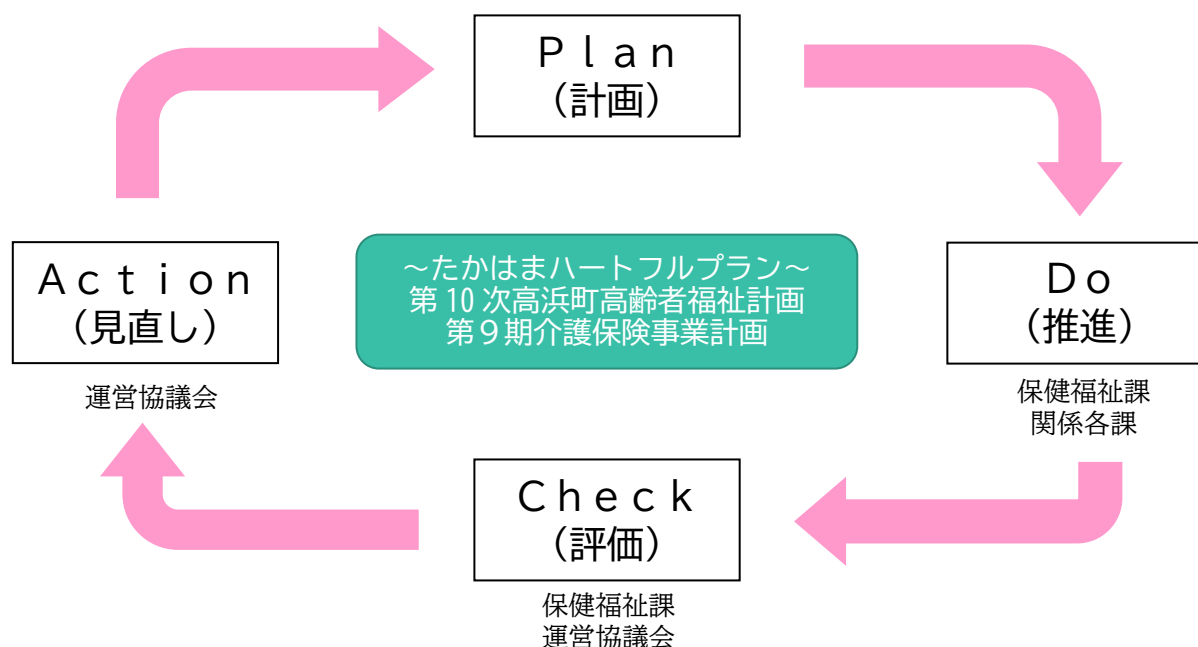
さらに、全庁的な体制で本計画を推進するため、関係各課や関係機関・団体等とのきめ細かな連携を行います。

12. 介護保険事業の進捗状況の評価

PDCA サイクルによる取り組みの実施、評価、改善を推進し、また、指標による達成度評価を各年度行うことにより、事業の一層の改善とサービスの向上を図ります。

毎年度、介護保険事業計画に記載した自立支援、介護予防、または重度化防止及び介護給付の適正化に関する取り組みと目標に対する自己評価を報告します。

■事業進行管理のためのPDCAの取り組み



～たかはまハートフルプラン～
第10次高浜町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
【概要版】

発行：高浜町保健福祉課（福祉グループ 介護保険係）
〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68 高浜町保健福祉センター内
TEL：0770-72-5887 FAX：0770-72-6109
発行年月：令和6年3月